

カリフォルニア州におけるバイリンガル教員の資格と養成

末藤 美津子

要 旨

カリフォルニア州においては、2017年7月より実施されている「グローバル経済に向けた教育計画」のもと、多言語教育の取り組みが進められている。そこでは、英語を母語としない生徒にバイリンガル教育を実施するとともに、英語を母語とする生徒には英語以外の言語の学習を推奨している。2018年5月に州教育局から公表された『グローバル・カリフォルニア2030』も、カリフォルニアのすべての生徒に英語と英語以外の言語を学ぶ機会を保障し、多言語教育を推進していくことを謳っている。だが、こうした多言語教育の取り組みはさまざまな課題に直面している。最も深刻なのは、1998年から2016年までのおよそ20年間、公立学校でバイリンガル教育が禁止されてきたため、初等・中等教育の現場でバイリンガル教育の有資格教員が極めて不足していることである。そこで、本稿は、カリフォルニア州のバイリンガル教員不足の問題を、教員資格と教員養成プログラムの視点から検討する。

I. はじめに

カリフォルニア州では1998年の住民投票で成立した提案227により、公立学校でのバイリンガル教育が原則として禁止されてきたが、2016年の住民投票の結果、およそ20年間禁止されてきた公立学校でのバイリンガル教育の復活を掲げた提案58（「グローバル経済に向けたカリフォルニア教育計画（California Education for a Global Economy Initiative: CA Ed. G.E.）」）が、有権者の73%の支持を得て成立した。その結果、カリフォルニア州の公立学校では、キンダーから12学年に在籍する生徒の約四分の一に当たる130万人ほどの英語学習者（English Learners: EL）に対して、バイリンガル教育を実施することが可能となった。この提案58はバイリンガル教育の復活を求めるだけのものではなく、多言語能力が生徒個人にとってもカリフォルニア州にとっても豊かさをもたらす資源となりうるものにとらえ、カリフォルニアのすべての生徒に英語と英語以外の言語を学ぶ機会を保障するための多言語教育の推進を謳っている⁽¹⁾。

だが、2017年7月1日より法的効力を持つこととなった「グローバル経済に向けたカリフォルニア教育計画」は、さまざまな課題に直面している⁽²⁾。最も深刻なのは、およそ20年間、公立学校でバイリンガル教育が禁止されてきたため、初等・中等教育の現場でバイリンガル教育の有資格教員が極めて不足していることである。1994年度には1,800人いたバイリンガル教育の有資格教員は、2015年度には半分以下の700人に減っている。また、2016年度には州公認の教員養成機関で提供されているバイリンガル教員の養成プログラム数は30のみである。カリフォルニア州教育局は2030年までに、バ

イリソナル教員の養成プログラム数を100にまで拡大し、バイリンガル教育の有資格教員を2,000人にまで増員したいと計画している⁽³⁾。

そこで、本稿は、カリフォルニア州のバイリンガル教員不足の問題を、教員資格と教員養成プログラムの視点から検討する。具体的には、まず、カリフォルニア州の教員免許制度を整理し、次に、バイリンガル教員の資格と養成プログラムを見ていく。ところで、今日、日本の公立学校には4万人以上の日本語指導が必要な児童生徒が在籍しており、そのうち、日本語が分からないにもかかわらず学校で何の支援も受けられていない、いわば無支援の児童生徒も1万人以上いると言われている⁽⁴⁾。こうした児童生徒を誰がどのように指導していくのか明確な方針が打ち出せずにいる、教育現場の困難な状況も浮かび上がってきている。多言語・多文化状況に直面している日本の公立学校の課題を検討する上でも、バイリンガル教育ならびに多言語教育の実現を目指して、さまざまな取り組みを続けてきているカリフォルニア州の経験からは、多くの示唆を得られるものと思われる。

II. 先行研究の整理

ここで、アメリカならびにカリフォルニア州における教員免許制度に関する国内の先行研究を押さえておきたい。

アメリカの教員免許制度の歴史や現状に関する包括的な研究としては、八尾坂修『アメリカ合衆国教員免許制度』（風間書房、1998年）がよく知られており、カリフォルニア州についても1980年代のロサンゼルス統一学区における教職資格特別プログラムが取り上げられている。近年は日本の教員資格の厳格化や免許更新制の導入にともない、アメリカの教員免許制度が注目される傾向にある。そうした中でカリフォルニア州の教員免許制度を扱ったものとしては、高橋靖直「アメリカの教員免許制度ーカリフォルニア州とマサチューセツ州の更新制を中心としてー」（文教大学『教育研究所紀要』16巻、2007年、pp.17-24）、山田礼子「アメリカにおける教員免許資格と大学での教員養成プログラム：州ごとに異なるミッションや教員養成プログラム」（『カレッジマネジメント』156、2009年、pp.50-53）、伊東弥香「日本の英語教員のための養成・研修の基準化ー米国カリフォルニア州の免許制度からの一考察ー」（青山学院大学教育学会『教育研究』第53号、2009年、pp.113-138）などがある。高橋はカリフォルニア州における教員免許状の更新制を取り上げ、山田はカリフォルニア州の教員免許制度を概説するとともにUCLAの教員養成プログラムを紹介し、伊東は更新制の先行事例としてカリフォルニア州を調査した結果を分析している。しかしながら、いずれもバイリンガル教員に焦点を当てたものではない。

カリフォルニア州のバイリンガル教員の資格や養成を扱ったものとしては、滝沢潤の「カリフォルニア州における言語マイノリティの教育保障に関する研究ー1990年代のLEP教員免許制度改革を中心にー」（中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第45巻第1部、1999年、pp.413-418）、ならびに「カリフォルニア州における言語マイノリティ教育の規制緩和ーアカウンタビリティの質的变化を中心にー」（『比較教育学研究』第27号、2001年、pp.101-119）がある。滝沢は、英語能力の十分でない（Limited-English-Proficient: LEP）生徒の指導に当たるLEP教員の免許制度を取り上げており、ここ

にはバイリンガル教員の問題も含まれている。カリフォルニア州で1994年に実施されたLEP教員免許制度の改革についても詳細に触れられており、2000年ごろまでの状況を知る上で有益である。

近年は、アメリカの教員養成、採用、研修において用いられてきているパフォーマンス評価に着目する先行研究も散見される。例えば、小柳和喜雄「教員養成における質保証の取り組みに関する調査報告—米国におけるedTPAの動きを中心に—」（奈良教育大学『次世代教員養成センター研究紀要』1巻、2015年、pp.261-265）、ならびに「米国のedTPAの取組についての論議に関する研究—養成と採用と研修でパフォーマンス評価を用いる可能性の検討—」（奈良教育大学『次世代教員養成センター研究紀要』3巻、2017年、pp.1-10）、佐藤仁「アメリカにおける教員養成教育の成果をめぐる諸相—付加価値評価と教員パフォーマンス評価に着目して—」（『福岡大学人文論叢』第48巻第4号、2017年、pp.1069-1087）、小島佐恵子・Seelke John「アメリカの教員養成におけるパフォーマンス評価の現状と課題—メリーランド大学の事例を中心に—」（『玉川大学学術研究所紀要』第23号、2017年、pp.19-27）などを挙げるができる。パフォーマンス評価はバイリンガル教員養成にも関りがあることから、今後の研究動向に留意していきたい。

こうした先行研究の成果を踏まえて、本稿は、2017年7月から施行された「グローバル経済に向けたカリフォルニア教育計画」の下でのバイリンガル教員の資格や養成プログラムの状況を明らかにする。

Ⅲ. カリフォルニア州の教員免許制度

1. 予備免許状と正規免許状

アメリカの教員免許制度は州により異なるが、基本的に免許更新制をとっている。すなわち、大学卒業後、予備免許状（Preliminary Credential）が発行され、一定期間の職務経験や上級学位・必要単位数の取得を要件として、正規免許状（Clear Credential）が発行される。正規の教員免許状については、終身免許状（Life Credential, Permanent Certificate）を発行する州もあるが、その数は減少傾向にあり、現在ではニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州などが知られているのみである⁽⁵⁾。こうした州を除く多くの州では、正規免許状についても一定期間ごとの更新が義務づけられている。

カリフォルニア州ではカリフォルニア州教員免許委員会（California Commission on Teacher Credentialing: CCTC）が教員免許に関する業務を統括している。カリフォルニア州の予備免許状の有効期限は5年で、その間に正規免許状への更新が課されている。また、正規免許状を取得した者には5年ごとの免許更新が義務づけられている。終身免許状は1985年までは発行されていたが、現在は発行されていない⁽⁶⁾。

2. 複数教科教員免許状と単一教科教員免許状

免許状の種類には、主に初等学校で教えるための複数教科教員免許状（Multiple Subject Teaching Credential）と中等学校で教えるための単一教科教員免許状（Single Subject Teaching Credential）が

ある。こうした免許状を取得するための養成課程には、英語学習者を教えるための「英語能力向上 (English Language Development: ELD)」と「英語による特別教科教育 (Specially Designed Academic Instruction in English: SDAIE)」が含まれている。

まず、主に初等学校で教えるための複数教科教員免許状について見ていきたい⁽⁷⁾。予備免許状を取得するためには、以下の七つの要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 認証評価を受けた高等教育機関での学士号あるいはそれ以上の学位を取得する
- (2) 「基礎技能要件 (Basic Skills Requirement)」を充足する
- (3) 教科目試験に合格するか、カリフォルニア州教員免許委員会が認定する初等教科プログラムを修了する
- (4) 「読解指導能力試験 (Reading Instruction Competence Assessment: RICA)」に合格する
- (5) 合衆国憲法の科目の履修を修了するか試験に合格する
- (6) カリフォルニア州教員免許委員会が認定する複数教科教員養成課程を修了する(英語能力向上、コンピュータ技能、健康教育を含む)
- (7) 課程を提供している機関から教員免許取得の推薦を得る

次に、5年間有効の予備免許状を取得した者が正規免許状を得るためには、以下の二つの方法のうち、どちらかの方法を選ばなければならない。

- (1) カリフォルニア州教員免許委員会が認定する教員研修プログラムを修了した者は、そのプログラムを提供する機関を通じて正規免許状を申し込むことができる
- (2) 予備免許状の取得後、全米教職専門基準委員会 (National Board for Professional Teaching Standards: NBPTS) から、児童期初期 (3歳から8歳) の教科全般の教員資格証あるいは児童期中期 (7歳から12歳) の教科全般の教員資格証のどちらかの資格証を発行された者は、カリフォルニア州教員免許委員会に直接、正規免許状を申し込むことができる

全米教職専門基準委員会とは、1986年のカーネギー財団の報告書『備えある国家—21世紀の教員— (A Nation Prepared: Teachers for the 21st Century)』の提言を受けて、1987年に設立された非営利組織で、教職のための専門職基準作成とそれに基づく「熟達教師」の資格認定を行っている。教師は何を知るべきで、何ができるべきかという観点から厳格な基準を作成し、その基準を満たした教師に全米委員会資格証 (National Board Certificate) を発行している。

中等学校で教えるための単一教科教員免許状にもほぼ同じ条件が課されているが、いくつか異なる点もある⁽⁸⁾。予備免許状を取得する際の条件の(3)が、教科目試験に合格するか、カリフォルニア州教員免許委員会が認定する教科プログラムを修了するか、科学に関する科目では教科目の試験に合格するか、カリフォルニア州教員免許委員会による教科のコースの修了証を得ることとされている。また、

(4)の「読解指導能力試験」の合格が求められていない。

3. 英語学習者への対応

カリフォルニア州における英語学習者に対応するための教員資格には以下の三つの種類がある⁽⁹⁾。

- (1) カリフォルニアの英語学習者の異文化理解、言語能力、学力の向上を目指す教員資格 (California Teachers of English Learners (CTEL) Programs for the Cross-Cultural Language and Academic Development (CLAD) Authorization) (以下、CLAD と記す)
- (2) バイリンガル教員資格 (Bilingual Authorization)
- (3) SB 1292 のガイドラインに基づく教職員の能力向上達成証明書 (The Certificate of Completion of Staff Development (CCSD) based on SB 1292 (2006) Guidelines) (以下、CCSD と記す)

バイリンガル教員資格は次章で取り上げるので、ここではCLADとCCSDを簡単に紹介しておきたい。

CLADとは、カリフォルニア州以外の州で教員資格を取得し、英語学習者のために必要とされている教授資格を持たない者、ならびに、英語学習者への教授資格が含まれる以前にライアン法 (Ryan Act of 1970) の下でカリフォルニアの教員資格を取得した教員を対象としている。このプログラムを修了することにより、英語学習者に対するELDとSDAIEの教授資格を得ることができる。

CCSDとは、キャリア・技術教育教員 (Career Technical Education Teachers)、スクールナースや言語療法士などの教育支援員資格 (Service Credentials) を持つ者、特別クラス教員資格 (Special Class Authorization) を持つ者を対象としている。このプログラムを修了することにより、既に持っている教員免許の校種と教科において、英語学習者に対するSDAIEの教授資格を得ることができる。

IV. バイリンガル教員資格

1. 歴史的経緯

カリフォルニア州は英語の能力が十分でない (Limited English Proficiency: LEP) 生徒の教育を支援するため、1972年バイリンガル教育法 (AB 2284)、1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法 (AB 1329) を制定し、バイリンガル教育に取り組んできた。だが、1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法が1987年に期限切れとなり廃止されると、LEP生徒への支援は主に英語話者の教員による英語のみのプログラムであるELDとSDAIEになった。

1980年代にはLEP生徒の急増とその支援にあたる教員の不足が大きな問題となり、ELDやSDAIEを実施するための教員の需要が高まった。そうしたなかで1990年代に入ると、ELDやSDAIEを実施する教員の養成ならびに資格認定と、バイリンガル教育を実施する教員の養成ならびに資格認定との間の齟齬が浮上してきたことから、1994年にはLEP教員免許制度が改革された。そこで、異文化理解、言語能力、学力の向上を目指す教員資格 (Crosscultural, Language and Academic Development

(CLAD))と、バイリンガル、異文化理解、言語能力、学力の向上を目指す教員資格(Bilingual, Crosscultural, Language and Academic Development (BCLAD))が設定された。CLADはELDとSDAIEを実施するための教員資格であり、BCLADはELDとSDAIEに加えて第一言語の教育と第一言語による教育(Primary Language Instruction: PLI)を実施するための教員資格である⁽¹⁰⁾。

ところで、多様な背景を持つ生徒を公立学校に多数受け入れてきたカリフォルニア州においては、教員不足が慢性化し、1980年代以降はますます深刻となっていった。そこで、大学における伝統的な教員養成プログラムに代わり、学区や郡が教員に免許資格を付与するオルタナティブなルートも認められるようになった⁽¹¹⁾。1990年代以降、州は質の高い教員を養成するための包括的な教員養成の改革に取り組むこととなり、1998年にはSB 2042(以下、1998年教員免許法と記す)⁽¹²⁾が成立した。1998年教員免許法は、1970年のライアン法によって規定されていた教員養成の枠組みを一新し、州の教員採用ならびに教員免許資格を新たに規定するものとなった。すべての教員免許取得志願者に、英語学習者のためのELDとSDAIEの教授資格も義務づけられた。

1998年教員免許法に基づく教員養成と現職教員研修のスタンダードは、CLADとBCLADの教員資格に代わるもので、カリフォルニアのすべての教員は英語学習者の要望に取り組むべきことを明らかにし、キンダーから12学年までの学校教育において求められる知識、技能、能力を習得し活用するための手引きとなった。だが、1998年教員免許法は、バイリンガル教員養成に必要な能力、技能、スタンダードを提示していなかったため、カリフォルニア州教員免許委員会は、当分の間はBCLADを提供するバイリンガル教員養成プログラムを継続することとした。

1998年に公立学校でのバイリンガル教育を原則として禁止することを掲げた提案227が成立したことにより、キンダーから12学年でバイリンガル教育を受ける英語学習者の数は減少し、1998年には全体の30%だったのが、2007年には6%となった。少なからぬ大学がバイリンガル教員養成課程を廃止した⁽¹³⁾。

2008年1月30日、カリフォルニア州教員免許委員会はバイリンガル教員養成スタンダード(Bilingual Program Standards)を承認し、2008年9月にはAB 1871(以下、2008年英語学習者・バイリンガル教員資格法と記す)が成立した⁽¹⁴⁾。2008年英語学習者・バイリンガル教員資格法が成立するまでは、基礎資格となる教員免許を取得した後でバイリンガル教員資格を取得するには、カリフォルニア州教員免許委員会の認定したバイリンガル教員試験に合格し、BCLADを申請しなければならなかった。だが、2008年英語学習者・バイリンガル教員資格法が成立したことにより、BCLADと関わりなくバイリンガル教員資格を取得できるようになった。こうしてバイリンガル教員資格は、要件が満たされれば、基礎資格となる有効な教員免許に直接、追加されることとなった。

2. 資格要件

バイリンガル教員の資格とはどのようなものなのか、見ていきたい⁽¹⁵⁾。認定されたバイリンガル教員資格を持つ教員は、英語学習者に対して、ELD、SDAIEに加えて英語学習者の第一言語能力向上、第一言語による教科教育の四つの授業を実施することになる。ELDとは、英語学習者の英語の聞く技

能、話す技能、読む技能、書く技能を向上させるために特別に考案された授業で、第二言語としての英語（English as a Second Language: ESL）、英語以外の言語話者への英語教育（Teaching English to Speakers of Other Languages: TESOL）とも呼ばれている。SDAIE とは、英語学習者がカリキュラムを理解できるようにと特別に準備された、英語による教科内容の授業である。第一言語能力向上とは、英語学習者の第一言語の聞く技能、話す技能、読む技能、書く技能を向上させるための授業である。第一言語による教科教育とは、英語学習者の第一言語によって提供される教科教育の授業である。

バイリンガル教員資格は、基礎資格である教員免許と同時に取得することもできるし、基礎資格を取得したのちに追加する形で取得することもできる。バイリンガル教員資格の取得を目指す者は、試験に合格すること、認定されたプログラムを修了すること、試験につながる認定されたプログラムを修了することのいずれかの方法で資格を取得することができる。具体的には、以下の三つの要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 有効なカリフォルニア教員免許を保有する者、あるいは、特別クラス教員資格（Special Class Authorization）として有効な言語療法士資格、医療支援員資格、リハビリ支援員資格を保有する者、あるいは、特別支援教育教員資格として有効なスクールナースの教育支援員資格を保有する者
- (2) 以下のどれかが証明できること
 - a. 有効な言語能力向上専門家（Language Development Specialist: LDS）資格、CLAD 資格、英語学習者教授資格あるいは優勢な言語による CLAD 資格（CLAD Emphasis）を伴う教員免許状
 - b. CLAD 資格に相当するか、以下のどれかの条件に基づく英語学習者教授資格を伴う教員免許状
 - ・「カリフォルニアの英語学習者のための教員（California Teachers of English Learners: CTEL）」試験の 1、2、3 に 10 年以内に合格すること
 - ・英語学習者教授資格を示すカリフォルニア州以外の州の教員免許を保有していること
 - ・全米教職専門基準委員会（National Board for Professional Teaching Standards: NBPTS）の児童期初期か児童期中期の「新たな言語としての英語（English as a New Language）」の教員資格証、あるいは青年期前期から成人の「新たな言語としての英語」の教員資格証を保有していること
- (3) 以下のどれかが証明できること
 - a. 「カリフォルニアの教員のための教科試験（California Subject Examinations for Teachers: CSET）」の「世界の言語（World Languages）」のテスト II か III、IV、V に 10 年以内に合格すること
 - b. カリフォルニア州教員免許委員会に認定されたバイリンガル教育プログラムを修了し、プログラムを提供する機関からバイリンガル教員免許に推薦されること

- c. CSETの「世界の言語」のテストの合格水準に対応するカリフォルニア州教員免許委員会に認定されたバイリンガル教育プログラムを修了すること

なお、「カリフォルニアの英語学習者のための教員 (CTEL)」試験の内容は、1が「言語と言語能力向上」、2が「評価と教授」、3が「文化と包摂」となっている。「カリフォルニアの教員のための教科試験 (CSET)」の「世界の言語」の内容は、ⅡとⅢが「言語とコミュニケーション (聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと) (ⅡかⅢかは言語種による)」、Ⅳが「バイリンガル教育とバイリンガリズム」、Ⅴが「地理、歴史、政治・社会、社会・文化」となっている。CSETにより、アラビア語、アルメニア語、広東語、ペルシア語、フィリピン語、フランス語、ドイツ語、ミャオ語、日本語、クメール語、韓国語、中国語、パンジャブ語、ロシア語、スペイン語、ベトナム語の16種類の言語のバイリンガル教員資格を取得できる。

生徒のバイリンガル、バイカルチュラルな能力を最大限に高めるため、バイリンガル教員には、英語と英語以外の言語に関して、日常生活で用いられる言語とアカデミックな言語の両方を用いることが求められている。すなわち、二つの言語において、音声言語によるコミュニケーションならびに非言語的なコミュニケーションを行う能力、さまざまな文脈において書かれたものを読み解く能力とともに、統語論、音韻論、意味論、語用論の知識が必要とされている。

V. バイリンガル教員養成スタンダード

2008年に制定されたバイリンガル教員養成スタンダードは、以下のような1から6の六つのスタンダードから構成されている。

スタンダード 1	プログラムの構成
スタンダード 2	志願者の能力の評価
スタンダード 3	バイリンガル教育とバイリンガリズム
スタンダード 4	バイリンガルの方法論
スタンダード 5	優勢な文化
スタンダード 6	志願者の言語能力の評価

バイリンガル教員を養成する際にどのようなことが課されているのか、その内容を以下で簡単に紹介する⁽⁶⁾。

(1) スタンダード 1：プログラムの構成

バイリンガル教員養成のプログラムは、「バイリンガルの方法論と文化のための知識、技能、能力 (Knowledge, Skills, and Abilities (KSAs) for Bilingual Methodology and Culture)」に沿って構成されている。これは、1998年教員免許法と「カリフォルニアの英語学習者のための教員 (CTEL)」に規

定されている、二つの言語に関する最新の研究成果を志願者に提供するものである。また、このプログラムは、学習者がキンダーから12学年の学年相当の教科学習を理解するのをどのように支援するか、「カリフォルニア・カリキュラム・フレームワーク (California Curriculum Frameworks) (2006年)」により規定されている基準に向けて英語学習者の評価をどのように高めていくかを、志願者に示している。

(2) スタンダード 2 : 志願者の能力の評価

バイリンガル教員養成のプログラムでは、志願者はバイリンガル教育の実践に関して形成的評価によって指導を受ける。志願者の成績は、バイリンガル教員資格を持つバイリンガル教育の専門家によって評価される。

(3) スタンダード 3 : バイリンガル教育とバイリンガリズム

バイリンガル教員養成のプログラムは志願者に、合衆国におけるバイリンガル教育とバイリンガリズムに関する歴史、政策、プログラム、効果を示す研究成果を提示するので、志願者は、バイリンガル教育の哲学的、理論的、法律的な基礎を理解できるようになる。また、志願者はバイリンガリズムとバイリテラシーの認知に関する効果を学ぶことにより、それを教育実践に応用することが可能となる。第一言語と第二言語の間の転移可能性は言語間の近さにより異なることも、志願者は学ぶ。このプログラムは、家庭が第一言語と文化の資源であることを志願者に理解させるとともに、生徒のモチベーション、参加度、成績は、異文化を理解しようとする教室や学校の雰囲気によることも志願者に理解させる。

(4) スタンダード 4 : バイリンガルの方法論

バイリンガル教員養成のプログラムは志願者に、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことという言語の4領域の相関関係を理解させ、言語の形式と機能を教える。また、志願者が、スタンダードに沿った第一言語と第二言語での教科教育を計画、改善、実施、評価することができるよう指導する。それにより志願者は、生徒の思考力を高める言語能力に見合った多様な教育方法や評価方法を習得できる。このプログラムは志願者に、異文化間のコミュニケーションや交流に関する知識も理解させる。

(5) スタンダード 5 : 優勢な文化

バイリンガル教員養成のプログラムは志願者に、出身国や合衆国で経験する優勢な文化の伝統、役割、地位、コミュニケーション・パターンについてより深く理解させる。志願者は、カリフォルニアや合衆国で優勢な文化の果たす役割のみならず、文化の違いを乗り越えた異文化間の関係性や交流についても学んでいく。また、志願者は、カリフォルニアや合衆国で当該集団が社会化や文化変容を経験する上で影響を受けた、主要な歴史上の出来事、政治、経済、宗教、教育に関しても学ぶ。志願者は、出身国に関する地理的な障壁、人口統計の推移、言語使用のパターン、合衆国への移住と定住の

傾向も説明できるようになる。

(6) スタンダード 6：志願者の言語能力の評価

プログラムを提供している機関は、プログラムの期間中あるいは終了時に、志願者がCSETの「英語以外の言語」の試験の合格水準に匹敵する、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの言語能力を習得したことを証明しなければならない。

VI. おわりに

カリフォルニア州のバイリンガル教員の資格とその養成課程はたびたびの制度改革を経て、複雑でわかりづらいものとなっているが、おおまかな流れを整理すると以下になるであろう。

そもそもカリフォルニア州の教員養成の枠組みは、1970年のライアン法によって規定されていた。1980年代以降は教員不足が深刻化し、大学における伝統的な教員養成に代わるオルタナティブなルートも生まれてきた。英語の能力が十分でない（LEP）生徒の教育支援にあたる教員も不足していたことから、1994年にLEP教員免許制度改革が行われ、CLADとBCLADという二つの教員資格が認定された。その後、ライアン法に代わる新しい教員養成の枠組みを規定する法律として、1998年教員免許法（SB 2042）が成立した。この法律により、複数教科免許状と単一教科免許状の取得を目指した教員養成課程には、英語学習者のための「英語能力向上（ELD）」と「英語による特別教科教育（SDAIE）」が含まれることとなり、2006年からは特別支援教育教員養成課程にも含まれることとなった。続いて、2008年1月にバイリンガル教員養成スタンダード（Bilingual Program Standards）が制定され、同年9月に2008年英語学習者・バイリンガル教員資格法（AB 1871）が成立したことにより、バイリンガル教員資格を取得するための要件が整備され、多様なルートが認められるようになった。

今日、バイリンガル教員養成課程は、「バイリンガルの方法論と文化のための知識、技能、能力（KSAs）」に基づくバイリンガル教員養成スタンダードによって規定されている。志願者は、合衆国におけるバイリンガル教育とバイリンガリズムに関する歴史、政策、プログラム、効果などの研究成果を学び、生徒の出身国の歴史、経済、地理、宗教、言語と文化についての知識や、移住や定住の状況についても理解を深めていく。英語以外の言語能力は重視されており、英語と英語以外の言語の両方で教科教育を計画、改善、実施、評価できるような指導が行われている。

2017年7月12日にカリフォルニア州教育委員会は、英語学習者のための政策を従来の英語のみを教えるイングリッシュ・オンリー（English Only）からバイリンガル・バイリテラシーへと大きく転換することを謳った、「カリフォルニア州教育委員会指針 英語学習者ロードマップー英語学習者のための教育プログラムと支援ー（California English Learner Roadmap State Board of Education Policy: Educational Programs and Services for English Learners）」⁽¹⁷⁾を承認した。この指針を教育現場で実践していくための具体的な手引きとして、『カリフォルニア英語学習者ロードマップー英語学習者のための包括的な教育政策、プログラム、教育実践を強化するためにー（California English Learner Roadmap: Strengthening Comprehensive Educational Policies, Programs, and Practices for English

Learners: CA EL Roadmap』⁽¹⁸⁾という冊子が、2018年6月にカリフォルニア州教育局から公表された。

また、2018年5月にカリフォルニア州教育局から発表された『グローバル・カリフォルニア2030 話す、学ぶ、導く—州教育長トム・トーラクソンの提案— (*Global California 2030 Speak. Learn. Lead.: An Initiative of State Superintendent of Public Instruction Tom Torlakson*)』⁽¹⁹⁾は、グローバルな市場経済競争の中でカリフォルニアが成功を収め、言語と文化の多様性をさらに強固なものとするため、すべての生徒に第二言語さらには第三言語を学ぶ機会を保障すべきことを説いている。そのために、キンダーから12学年までに在籍するすべての生徒に外国語（世界の言語）の授業を保障し、より多くのバイリンガル教員を養成し、誰もがバイリンガル教育のクラスに参加することを目指している。バイリンガル教育さらには多言語教育の実現に向けたカリフォルニア州の試みは、合衆国の他州からも注視されている。

ところで、日本では2019年6月21日に「日本語教育の推進に関する法律」⁽²⁰⁾が超党派の議員立法で成立し、6月28日に公布、施行された。この法律の目的は、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することであり、国や地方自治体には、日本語教育の推進に向けた施策を定め、実行していく責務があることが明記されている。基本理念の中には、日本に暮らす外国人や外国にルーツをもつ子どもたちに対する日本語教育の環境整備とともに、子どもたちの家庭で使用される母語への配慮も盛り込まれている。日本語教育を担う人材育成や教材開発が急務とされるなか、子どもたちの母語に目が向けられている点にも留意したい。共生社会の実現に向けた一歩を踏み出した日本にとって、バイリンガル教員の資格を明確化し、その養成プログラムを確立しているカリフォルニア州の試みには、学ぶべき点が多々含まれているように思われる。

注

- (1) このあたりのことは、末藤美津子「カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の復活—提案227から提案58へ—」『東洋学園大学紀要』第26-2号、2018年2月、pp.119-120、を参照のこと。
- (2) このあたりのことは、末藤美津子「カリフォルニア州における多言語教育の取り組み」『東洋学園大学紀要』第27号、2019年2月、pp.159-170、を参照のこと。
- (3) California Department of Education, *Global California 2030 Speak. Learn. Lead.: An Initiative of State Superintendent of Public Instruction Tom Torlakson*, May 30, 2018, <https://www.cde.ca.gov/eo/in/documents/globalca2030report.pdf#search=%27Global+California+2030%27>, pp.12-13, accessed May 2, 2019.
- (4) 文部科学省「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）』の結果について」、平成29年6月13日、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm, accessed May 2, 2019.
- (5) 八尾坂修「アメリカの教員免許制度における更新・上進制の特質—日本における免許状更新制の可能性—」『教育行政研究』第10号、2001年4月、p.116。
- (6) California Commission on Teacher Credentialing, “Upgrading, Renewing, and Renewal Requirements,” *Clear Your Credential*, January 3, 2019, <https://www.ctc.ca.gov/credentials/clear-credential>, accessed May

- 2, 2019.
- (7) State of California Commission on Teacher Credentialing, "Multiple Subject Teaching Credential Requirements for Teachers Prepared in California," July, 2018, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/leaflets/cl561c.pdf?sfvrsn=12>, accessed May 2, 2019.
- (8) State of California Commission on Teacher Credentialing, "Single Subject Teaching Credential Requirements for Teachers Prepared in California," March, 2019, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/leaflets/cl560c.pdf?sfvrsn=16>, accessed May 2, 2019.
- (9) California Commission on Teacher Credentialing, *English Learner Authorization*, March 2, 2018, <https://www.ctc.ca.gov/educator-prep/ela>, accessed May 2, 2019.
- (10) このあたりのことは、滝沢潤「カリフォルニア州における言語マイノリティの教育保障に関する研究—1990年代のLEP教員免許制度改革を中心に—」、中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第45巻第1部、1999年、pp.413-418、に詳しい。
- (11) 八尾坂修「アメリカにおける教職資格特別プログラムの特質と効果に関する一考察—州事例に視点をあてて—」『比較教育学研究』第20号、1994年、pp.153-164。佐藤仁「教員養成プログラムに対するアカウンタビリティの制度的構造」北野秋男・吉良直・大桃敏行編『アメリカ教育改革の最前線—頂点への競争—』学術出版会、2012年、p.161。
- (12) California Commission on Teacher Credentialing, *SB 2042 Multiple Subject and Single Subject Preliminary Credential Program Standards*, Standards Adopted January 2009, Language Addressing the Teaching of English Learners Adopted January 2013, Teaching Performance Expectations Adopted March 2013, Handbook Revised June 26, 2017, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/educator-prep/standards/adoptedpreparationstandards-2014.pdf.pdf?sfvrsn=8#search=%27California+Commission+on+Teacher+Credentialing%2C+SB+2042+Multiple+Subject+and+Single+Subject+Preliminary+Credential+Program+Standards%27>, accessed May 2, 2019.
- (13) California Commission on Teacher Credentialing, "Section 2: Conceptual Framework for Preparing California's Bilingual Teachers," *Bilingual Authorization Program Standards*, Standards Adopted June 2009, Handbook Revised June 22, 2017, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/educator-prep/standards/bilingual-authorization-handbook-pdf.pdf#search=%27California+Commission+on+Teacher+Credentialing%2C+Section+2%3A+Conceptual+Framework+for+Preparing+California%E2%80%99s+Bilingual+Teachers%2C+Bilingual+Authorization+Program+Standards%27>, pp.5-7, accessed May 2, 2019.
- (14) California Commission on Teacher Credentialing, *Proposed Amendments to 5 California Code of Regulations Pertaining to English Learner and Bilingual Authorizations*, March 2010, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/commission/agendas/2010-03/2010-03-1h-pdf.pdf?sfvrsn=0>, accessed May 2, 2019.
- (15) State of California Commission on Teacher Credentialing, *Bilingual Authorizations*, May 2017, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/leaflets/cl628b.pdf?sfvrsn=2#search=%27State+of+California+Commission+on+Teacher+Credentialing%2C+Bilingual+Authorizations%27>, accessed May 2, 2019.
- (16) California Commission on Teacher Credentialing, "Appendix A: Program Standards for Bilingual Authorization," *Bilingual Authorization Program Standards*, Standards Adopted June 2009, Handbook Revised June 22, 2017, <https://www.ctc.ca.gov/docs/default-source/educator-prep/standards/bilingual-authorization-handbook-pdf.pdf#search=%27California+Commission+on+Teacher+Credentialing%2C+Section+2%3A+Conceptual+Framework+for+Preparing+California%E2%80%99s+Bilingual+Teachers%2C+Bilingual+Authorization+Program+Standards%27>, pp.10-16, accessed May 2, 2019.
- (17) California Department of Education, "California English Learner Roadmap State Board of Education Policy: Educational Programs and Services for English Learners," *English Learner Roadmap*, May 8, 2018, <https://www.cde.ca.gov/sp/el/rm/>, accessed May 2, 2019.
- (18) California Department of Education, "Roadmap Policy and Printed Document," *California English*

Learner Roadmap: Strengthening Comprehensive Educational Policies, Programs, and Practices for English Learners: CA EL Roadmap, <https://www.cde.ca.gov/sp/el/rm/rmpolicy.asp>, accessed May 2, 2019.

(19) (3)と同じ、pp.1-15, accessed May 2, 2019.

(20) 文化庁「日本語教育の推進に関する法律」『日本語教育の推進に関する法律の施行について』令和元年6月28日、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html, accessed July 28, 2019.

本稿は、平成30～32年度科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般））「『カリフォルニア多言語教育法』の意義と課題」（研究代表者：末藤美津子、課題番号：18K02396）の成果の一部である。